

第22回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年7月2日（水）午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室，庁舎1階及び駐車場

3 出席者

(1) 委員

高部眞規子委員（委員長），秋山光智委員，今村善信委員，大谷君枝委員，松田淑子委員，三井毅委員，山川均委員，岡本貴幸委員，樋口英明委員（9名出席）

(2) 事務担当者

荻野事務局長，齊藤事務局次長，南出総務課長，海住総務課長，用田会計課長，友田総務課課長補佐，谷先総務課庶務係長

4 議事

(1) 委員長互選

(2) 現在の案内表示についての説明

(3) 庁舎内外の案内表示見学

(4) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 平成26年12月8日（月）午後1時30分

(2) 意見交換のテーマ

裁判所の防災対策について

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，●：事務担当者)

- ： 約30年ぶりに福井の裁判所に入ったが、庁舎内が明るい印象になったと感じた。また、当時に比べて親切な案内表示になったと思った。
- ： 隣に合同庁舎があるので、駐車場入口を示す案内看板の「裁判所」の文字を大きくすると、初めて来庁する人にも裁判所の駐車場であることが分かりやすくなると思う。また、一方通行の表示については、案内看板だけではなく、路面に矢印を書く方法を併用したほうが運転者の目に付きやすい。
- ： 駐車場の利用者が多い病院では、事故を防止する観点から駐車場内に制限速度を設けた上、駐車場に制限速度の表示を行っている。
- ： 駐車場内に設置されている庁舎入口の案内看板は、説明が丁寧過ぎてかえって分かりにくく感じる。夜間出入口など通常開いていない入口の表示をやめ、開庁時に開いている入口のみを表示するほうが分かりやすいように思う。
- ： 駐輪場の案内看板があるとよい。職員だけではなく一般の来庁者も駐輪できるのであれば、その旨を表示するとよいと思う。
- ： 駐車場を歩いた結果、「自動車」に対する案内表示だけではなく、車を降りてからの「人」に対する案内表示がもっと必要であると感じた。そのような案内表示があることにより、駐車場から庁舎へスムーズに入ることができると思う。
- ： 身体が不自由な方の駐車スペースについて、現在赤いレンガで他と区別しているが、より分かりやすくするため、当該部分に緑色等はっきりとした色で車イスマークを記載するなどして、誰が見てもそれだと分かるようにしたほうがよい。
- ： 車イス用リフト呼出ボタンの説明は充分であるが、『遠慮されずに』という文言を加え、利用者が躊躇せずに呼出ボタンを押すことができるようにするとよい。

りよい。

- ： 弁護士として、二十年以上も福井の裁判所で依頼者と待ち合わせをしているが、依頼者と会うことができなかつたり、依頼者が駐車場に入れなかつたりというトラブルは一度もなかつた。身体が不自由な依頼者の場合でも同様である。これは、福井の裁判所において、分かりやすい案内表示が行われている現れだと感じている。
- ： 事件当事者や法曹関係者は来庁の目的が明確であるため、比較的容易に目的の場所に行くことができるように思うが、どの部署に行くべきかが分からない来庁者には問題がある。そのような人にとって重要なのは1階ロビーの分かりやすさであり、その中でも、優先順位が高いのはエレベーターの場所ではないかと思う。現在、1階ロビーからエレベーターホールを見ると、電気が消されておりエレベーターの表示が分かりにくいので、工夫が必要である。
- ： 節電のためだと思うが、廊下に有人感知センサーが設置されているため、通常は廊下が暗く、奥の天井に設置されているトイレの案内表示が見にくくなっている。案内表示パネルをLEDで内部から照らす資材があるので、そのような物を利用すれば、分かりやすい表示が実現できる上、節電にもつながる。
- ： 福井の裁判所は歴史的建造物であるので、ある程度の制約があると思うが、分かりやすさを一義的に考えれば、病院のように色分けしたテープを廊下に貼るなど各部課室までの案内表示を行うと分かりやすいと思う。
- ： 裁判所には、調停室など一般の方になじみのない室名があることから考えても、テープで色分けする案内表示が分かりやすいと思う。
- ： 赤ちゃん連れの来庁者のために、庁舎案内板にベビーシートの表示をするとよい。
- ： 来庁者が最初に探すのは「総合案内」であると思うので、庁舎案内板にその表示をするとよい。

- ： 百貨店では、扉を入れてすぐの場所に必ず案内板が設置されているが、本建物には、正面玄関を入れてすぐの玄関ホールに案内板の設置がない。そこに案内板があれば、来庁者はまずそこで、エレベーターの場所や目的の場所の階層を確認することができる。
- ： 庁舎案内板及びエレベーター内の案内板に記載されている部課室の表示順について、漫然と記載するのではなく、情報としての順位付けをすべきである。来庁者からよく尋ねられる部課室を上から順に記載すると、見やすく分かりやすい案内表示になると思う。
- ： 法廷の入口が分かりにくいように思うが、裁判所の場合、ただ単に分かりやすさだけに重点を置くのではなく、セキュリティの観点からの案内表示の検討が必要だと感じた。
- ： 大学では、1日公開講座等に参加する来訪者のために、案内のための立て看板を用意するのに加え、エレベーター内に当日限りの案内シールを貼るなどの工夫をしている。
- ： 本日の地方裁判所委員会の案内表示パネルが各入口やエレベーターホールに置かれているが、定期・不定期に行われる会議や債権者集会等についても同様に案内表示を行うとよい。その際には、会議名、開催場所に加え、開催時間も記載するとより分かりやすいと思う。
- ： 会議や債権者集会等が開催される場合、担当係において、各入口やエレベーターホールなどにパネルによる案内表示を行っている。
- ： 病院では、外国人向けの案内表示についての議論を行ったことがあるが、裁判所では外国人向けの案内表示をしているのか。
- ： 当庁では、日本語を全く解さない外国人が利用者として来庁することがまれでありニーズは低いですが、特定の国の方が多く来庁する裁判所では、その言語での案内表示をすることもあるようである。

◎： 当庁の庁舎は歴史的にも非常に価値のある建物であることから、この建物を大切に維持管理していかなければならない一方で、裁判所の機能を時代に合致させ、また、利用者の利便性を向上させていかなければならないという課題もある。当庁では、この二つの課題の両立に日々腐心しているところである。今回のテーマとして取り上げた庁舎内外の案内表示についても、時代と共に常に考えていかなければならない課題であると捉えている。本日承った御意見は、今後の案内表示計画策定の際に役立てることとしたい。